

# (亀田清掃リサイクルセンター) 廃棄物処理受入単価表

(令和元年8月1日改正)

廃棄物の種類	受入基準等		具体例	受入単価		
				単位	金額	
木くず	建設業、木材製造業等から排出されるものであって、ボルト等異物等が混入、付着していないもの。		家屋解体材・かんなくず・型枠・足場材・家具製造の廃材・パレット等	t	9,000	
	一般廃棄物であって、ボルト等異物等が混入、付着していないもの。(幹、抜根等破砕困難なものを除く。)		剪定枝・魚箱(水洗いしているもの)等 (家具類を除く。)	t	10,000	
紙くず	建設業、紙製造業、製本業等から排出されるものであって、異物等が混入、付着していないもの。		ダンボール・障子紙・包装材等	t	16,000	
金属くず	異物等が混入、付着していないもの。		鉄骨・鉄筋・鉄くず・アルミくず等	t	7,000	
ゴムくず	天然ゴムであって、異物等が混入、付着していないもの。		天然ゴム・生ゴム	t	18,000	
繊維くず	建設業、繊維製造業から排出されるものであって、異物等が混入、付着していないもの。		繊維クロス・工事用廃ウエス等	t	19,000	
廃プラスチック	異物等が混入、付着していないもの。		軟質系・硬質系・スタイロフォーム等断熱材・発泡スチロール・ブルーシート・クロス・タイルカーペット等	m <sup>3</sup>	6,000	
	FRP	異物等が混入、付着していないもの。	浴槽・浄化槽 小型船舶 (ただし、50cm程度に破砕しているものに限る。)	t	60,000	
	漁網	貝、海藻等が付着していないものであって、水洗いしたるもの。	漁網・ロープ(鉛付きのものを除く)	t	40,000	
	たたみ			枚	1,500	
石膏ボード	異物等が混入、付着していないもの。		建物の新築・解体等に伴うもの。	t	37,000	
混合廃棄物	A	ガラス・コンクリートくず・陶磁器くず・がれき類等の混入がないもの。		t	22,000	
		分別が容易なもの。				
	B	ガラス・コンクリートくず・陶磁器くず・がれき類等の混入がないものであって、解体作業等を必要とするなど、分別が困難なもの。	IGサイディング・がい子・シーリングボード・カタログ 温泉がり付塩ビ管		t	30,000
			ソファ	1人用	個	重量+ 3,000
				2人用	個	重量+ 3,000
				3人用	個	重量+ 4,000
		ペットマット	シングル	枚	重量+ 4,000	
			セミダブル	枚	重量+ 4,000	
			ダブル	枚	重量+ 5,000	
		洗済済みのものに限る。		仮設トイレ	基	30,000
	C	ガラス・コンクリートくず・陶磁器くず・がれき類が混入しているもの。	50%未満	t	23,000	
			50%以上	t	25,000	
D	石膏ボード・窯業系サイディング・木毛板が混入しているもの。	50%未満	t	23,000		
		50%以上	t	37,000		
E	廃プラスチック類・ガラスウールが混入しているもの。	50%未満	t	23,000		
		50%以上	m <sup>3</sup>	6,000		

**(注)**

- ※ 本表には消費税は含まれておりません。
- ※ 法令の改定により、価格を変更する場合もございますのでご了承ください。
- ※ 選別以外に他の処理が必要なものは事前に電話等でご相談ください。
- ※ 搬入されるものの性状により、受入をお断りする場合がございますのでご了承下さい。
- ※ **ガラス・陶磁器、がれき類、繊維くずの単体は受入出来ません。**

- 施設所在地 函館市東山町121番地20
- TEL (0138) 83-5061
- FAX (0138) 83-5062

- 受入時間 (平日) 8:30 ~ 17:30 ( 昼休憩 12:00 ~ 13:00 )
- (土曜・祝日) 8:30 ~ 15:00
- 休業日 日曜日・その他当社が指定する日

